

平成25年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会会議録

日時：平成25年5月30日（木）
17時40分～20時10分
会場：四街道市役所5階第1会議室

【出席者】

委員：石川久委員長、中寫いづみ委員、三木由希子委員、牧野昌子委員
草野幸男委員、田汲明委員、以上6名
(欠席…金子篤正委員、富樫直子委員)

事務局：大野政策推進課長、森田副主幹（市民活動推進室長）、齋藤副主査

【会議次第】

- 1) 開 会
- 2) 議 題

1 平成24年度 市民参加手続の実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市教育振興基本計画の策定	教育総務課
2	健康よつかいどう21プランの中間評価	健康増進課
3	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正	環境政策課

2 平成25年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
4	四街道市営霊園条例の一部改正	環境政策課
5	四街道市火災予防条例の一部改正（適用除外）	予防課

3 四街道市市民参加条例の見直しについて

- 3) 閉 会

【会議録】

事務局（大野政策推進課長）

本日は6名のご出席をいただいておりますので、四街道市市民参加条例施行規則第10条第2項の規定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

議事等に入ります前に、4月1日の人事異動によりまして事務局の職員が代っておりますのでご紹介を申し上げます。室長の宇田が廃棄物対策課に異動になりまして、その後任として森田副主幹が市民活動推進室長を兼ねることとなりました。

それでは、市民参加条例施行規則第10条第1項の規定によりまして、委員会の議長は委員長をお願いしたいと思っております。石川委員長からご挨拶をいただきまして、その後の議事の進行をお願いいたします。

石川委員長

今晚は、いよいよ梅雨に入りました。こちらの市民参加の方は、条例の見直しという一つの区切りを迎えております。今日は、その論議もされることとなりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

それでは会議を始めさせていただきます。

まず、会議録の作成ですが、会議録における署名、発言者名については、審議会等会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定によりまして、原則として明記することとなっておりますので、本委員会におきましても明記する取扱いとさせていただきます。

続きまして、傍聴希望の方の確認をいたしたいと思っております。事務局いかがでしょうか。

事務局（大野）

1名、いらっしゃいます。

石川委員長

はい。それでは、会議の公開・非公開につきましては、議事運営に支障が認められる場合は非公開になりますが、本日の議事内容につきましては支障がないということなので、審議会等の会議の公開に関する指針の3、会議の原則公開の規定により、公開とし入室を認めたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

傍聴の方に入室していただいでください。

また、会議資料につきましては、審議会等会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち議事次第については配付するものといたします。なお、資料につきましても配付することといたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、議事に入ります。

議事1について、1件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（森田副主幹）

まず、市民参加手続評価資料1頁、資料1-1をご覧ください。

最初に、「四街道市教育振興基本計画の策定」についての総括表でございます。

行政活動の概要としましては、概要欄に記載のとおり、教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を定めるため、新規に計画を策定したものでございます。

市民参加手続対象の根拠は、条例第6条第1項第1号でございます。

実施した手続の方法でございますが、中段、市民参加手続の実施欄をご覧ください。

意見提出手続として、パブリックコメントを、審議会等手続として、四街道市教育振興基本計画策定委員会の開催、その他の方法として、アンケート調査を、それぞれ実施時期欄記載のとおり実施しております。結果の公表につきましても、結果公表時期欄のとおりでございます。

アンケート調査の実施状況の評価につきましては、24年度に終了し評価をしていただいておりますので、評価済と記載してございます。

なお、本件の実施予定につきましては、シート左上に記載のとおり、23年6月3日に審査をしていただいております。

各手続の実施状況は2頁以降の資料でございます。2頁、資料1-2をご覧ください。

意見提出手続の実施状況シートでございます。24年11月1日に公告し、12月3日まで32日間の期間でパブリックコメントを実施いたしました。結果としましては、6人から50件の意見が提出され、その概要と意見に対する市の考え方を合わせて25年1月23日に公告し、同日にホームページにも掲載しております。

3頁、4頁に、実施公告の写し、18頁に市政だよりの写し、19頁にホームページ掲載の写しを添付しております。また、23頁に実施結果公告の写し、29頁以降には、提出された意見の概要と市の考え方の資料を添付いたしております。

40頁、資料1-3をご覧ください。

審議会等手続の実施状況シートでございます。四街道市教育振興基本計画策定委員会に対して意見を求め、23年8月23日から24年10月3日まで、計7回の会議において議論がなされ、24年10月18日に委員会としての計画案が提出されております。結果につきましては、11月1日に公表し、ホームページにも掲載しております。

41頁は実施結果公告の写し、42頁からは、計画案の抜粋を添付してございます。

以上が、「四街道市教育振興基本計画の策定」についての実施状況でございます。

石川委員長

はい、ありがとうございます。では、1件目の「四街道市教育振興基本計画の策定」に関しまして、パブリックコメント及び基本計画の策定委員会の手続について質疑を行いたいと思います。何かありましたらお願いします。

中畠委員

教育振興基本計画の策定については、市民参加手続の実施状況は条例に沿った形で行っていただいていると思えました。パブリックコメントについては、かなり詳しく提出された意見を紹介されていて、提出された意見に対する市の考え方も解りやすく示されているのではないかと感じました。ただ、審議会手続についての実施状況結果では、やり方ではなくてシートの書き方なのですが、40頁の実施状況シート3の実施欄の「意見提出された日」が、24年10月18日になっていまして、その右のチェックが、その他、計画案提出となっています。この教育振興基本計画は、委員会で計画案を作って出したわけではなくて、市が提示した計画案に対して、委員会として意見を出されたということだと思いますので、計画案提出という書き方ではなくて、計画案についての意見の提出といったような書き方をされた方が良いのではないかとこのように思いました。その意見提出により最終計画案を修正しパブリックコメントに出されているのではないかと感じました。

もう一点は、結果欄「意見の取り扱い」の、意見の有無で、無いというところにチェックが入っていますが、意見は出されて反映はされたと思うので、特にここは意見の有無という形では書かなくてもいいのではないかとこのように思います。

石川委員長

実際のやり方というのはどういうことだったのでしょうか。事務局から提案があって、委員会で論議をして、事務局側がその意見を組み入れ修正して、それを審議会に提出した。提出した結果、特別な意見はなかったと、こういう理解でよろしいでしょうか。

事務局（森田）

教育総務課に確認をしている内容では、この計画策定委員会自体が教育長に対して計画の案を作って報告をするという策定委員会になっております。そこで何回か議論をした上で策定委員会としての教育振興基本計画案を作ったということでございます。

石川委員長

計画案作成の過程で十分意見を出し、それが十分反映されているので、結果的にとりまとめた計画案に対しては、意見会から特別に意見はなかった、ということでもよろしいでしょうか。

事務局（森田）

そのとおりでございます。委員会で計画案を作りましたので、計画案の中に十分意見が反映されているということです。

中畠委員

「意見提出された日」が10月18日で、その下の説明で、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が最終計画案に反映されたと書いてあるのですけれども、委員が議論を重ねてその意見を取りまとめ最終的な計画案を作成し提出した、というような説明をしていただいた方が良いと思います。

三木委員

策定委員会の名前で最終案を出されたという理解で良いのですか。策定委員会の名前で意見書というか計画案を市に対して出されているのであれば、それは最終の計画案に反映されたというよりも、 実際策定委員会として最終案を提出したというようにしていただいた方がすっきりとしたのではないかと思います。

中畠委員

4 2 頁からの教育振興基本計画（案）は、策定委員会の名称になっています。

事務局（森田）

今仰っていただいた4 2 頁の資料が、基本計画策定委員会としての案という形になっておりますので、最初の骨子については、教育委員会で作成していると思いますが、最終的に計画案としては策定委員会がとりまとめておりますので、策定委員会として案を提出したという書き方が正しかったかと思えます。

石川委員長

これだと何か委員会が開催される都度、事務局側で案を提示しているだろうと感じです。もしそうであれば、意見がここにあるわけですが、意見の取り扱いとしては、意見が無かったというようになっているので、その辺がちょっとすっきりしないですね。つまり、委員会が7回開催されていて、意見が全く無かったということにもなりますので少し誤解を招く表現です。

三木委員

だんだんややこしくなってきた感じがしますが、最終計画案は策定委員会としての意見なわけですね。当初の案が策定委員会の手が届いて議論をして、最終計画案そのものが、委員会の意見ということになるのですよね。その最終計画案をもとにパブリックコメントを行い、最終的な教育振興基本計画になっているのだと思えます。

中畠委員

以前、確か実施シートについて、シートの中身はこれで良いのかみたいところで、審議会の職務について検討したいということがあったと思うのですが、審議会というのは意見を出し合う場なので、意見が無いという書き方だとちょっと違和感があるのではないかという議論があったと思えます。

三木委員

審議会手続でこの辺が問題になったのは、私の記憶では、委員からこういう意見がありましたというのをカウントして、反映したか反映しないかというカウントの仕方が出てきたので、通常の審議会等の手続きでは、答申とか報告とか意見という形で、その審議会として何か形を出すので、審議会の中での議論の経過を行政側に反映したかどうかというカウントの仕方はちょっと違うのではないか、という話をしたような覚えがあります。

石川委員長

そうでしたね。

三木委員

ですから、そういう意見のカウンターの仕方を入れた方が良いのではないかとということです。

石川委員長

この委員会の審議の過程というのは公開されているんですか。

事務局（森田）

はい。会議録が公開されております。

石川委員長

今出た話も含めて、意見というのは当然出てまとめられたわけなので、「意見提出に至る審議過程に関する特記事項」については、結局、市が案を提示したとしても委員会そのものが計画案を提案するという役割を持っているのですから、最初から委員会が論議を重ねて計画案を作った、という経緯にして良いのではないのでしょうか。そして、「意見の取扱いに関する特記事項」のところでは、委員会としての案をまとめ、最終的な計画案として提出している。その論議の過程の詳細については会議録に書かれております、というようにした方がすっきりする。

さて、どういたしましょうか。

草野委員

最初にパブリックコメントが綴じられているから複雑になっているのではないですか。策定委員会が最初にあって、策定委員会の中でこうこう議論をして、それからパブリックコメントになりました、という順序の資料の綴じ方にすれば、すっきりするのではないですか。資料の量も少し多すぎるのではないかと思います。もう少し流れをきちっと、策定委員会がこういうように行い、かくかくしかじか意見が出てこうなりましたと、そしてその結果を持ってパブリックコメントを行いました、その結果はこうなりました、というようにやるのが私は良いと思っています。

田汲委員

もう一つ、最終計画案ができて、それに対してパブリックコメントで意見を求めたのでしょうか、もう計画案はできているのですよね。パブリックコメントを行って50の意見が出て、その50の意見のうち何点かが最終計画案に反映されたと。そして、その意見というのは10月18日に後から取扱っているのですよね。審議会というのはもう1回行ったのですか。パブリックコメントを行ったのは、この資料で見ると、24年11月1日から12月3日と書いてあるから、最終計画案ができて、それから意見を求めて、その意見が反映されたというのだから、本来なら審議会はもう1回開催したのでしょうか。開催されて

いないのですか。

石川委員長

この記録でいけば、24年10月3日で最後になっていますから、開催していないということですね。

事務局（大野）

通常、パブリックコメントを行って意見を聞いて、その意見を計画案に反映したのであれば、審議会の皆様にご説明するというのが筋ではないかと思えます。ただ、表を見る限りにおいては、開催をしていないように思います。

石川委員長

資料の綴じ方として、条項の1号・2号・3号の順番でとりまとめているので、一見すると順番が逆に見えてしまいますが、説明のときは、最初にこの手続を行って、次にこれを行ってという流れで説明していただいた方が良いと思います。

事務局（森田）

今回、資料を作成するにあたり、条例の手続対象の各号の順番で綴じてしまいましたが、前回は、草野委員が仰られたように、審議会等手続が先になっていたと記憶しておりますので、今回は、事務局の私の方の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

石川委員長

日付が間違えているわけではないので、解りやすさとしてそちらの方が良いということだと思います。それでは、少し整理したいのですが、条例上の手続については、規定どおりに行っていますので、その限りにおいては適正であると判断してよろしいと思うのですが、そこまではよろしいですか。

審議会等手続の実施状況シートですが、こちらの記載の仕方ですけれども、少し違和感があるのですね。先程申し上げたのですが、「意見提出に至る審議経過に関する特記事項」については、この委員会自体が、案を提出するという性格のもので、そういう下で計画案を取りまとめたということが一つあって、もし意見が無かったというならば、「意見の取扱いに関する特記事項」は、委員会としての最終計画案が作成された、だからこの過程では意見は無となっているが、委員会の論議については、会議録にその内容が載っていますよというような記載の仕方をすれば解りやすいのかなという気がするのですが、その辺についてご意見はありますか。

中畠委員

それで結構だと思うのですが「意見の取扱い」のところは、審議会については、有っても無くともというか、基本的には意見を出す場所なので、有るとか無いとかあまり書く必要が多分ないと思います。

三木委員

私の理解だと、実施の結果として意見が出て、その最終計画案が確定案になるまでの間に検討がどれだけされたかが、採用されたされないの基準になっていくのではないかと思います。パブリックコメントの結果でも変更し、それから最終的に確定した基本計画もおそらく内部の調整の中で修正されている可能性もあります。策定委員会で出した最終計画案が概ねそのとおりになっているところもあるし、一部変わっているところもある。変わったところが策定委員会の意見とは異なっているということだと思う。

田汲委員

29頁の内容ではわからないでしょうか。

草野委員

やはり最終的にパブリックコメントの意見をよしとしたのではないですか。

三木委員

パブリックコメントの意見を反映したものが、最終計画案ですね、さらに確定版として市が決定した計画というのがある、それが最終的な基本計画ですよ。だから最終計画案が出て、それに対してパブリックコメントによる意見を反映し、さらに内部で修正された可能性もあって、計画として内部で決裁を受ける。だからパブリックコメントで見直された意見の部分としては変わっていませんよということは、パブリックコメントの手続を見ただけではわからないという話なのですよね。

田汲委員

審議会は7回も行っているのでしょうか。最終計画案が策定されて、その後パブリックコメントを行って、パブリックコメントの意見は3件が採用されたということですね。採用されて、それは最終計画案に反映されたのですか。

三木委員

最終計画案から市が決定する間に反映されているわけなので、最終計画案そのものには反映していません。最終計画案は委員会として確定したもので、その後は市の内部の手続きになり得るので、市としては市民参加条例に基づいて義務的に市が決定する前に意見を聴きますよと、その基になったのが最終計画案です。それを、パブリックコメントの意見を踏まえて修正チェックして、それしか修正していないかどうかというのはわかりません。

石川委員長

策定委員会の計画案に対する市の考え方というのが56頁にあります。ですから委員会が最終的な答えを出して、それについて市が56頁の意見を踏まえ、この意見を加えて、パブリックコメントを実施している。これは、資料に全部出ているので、それはそれで私も良く解るのです。ただ、シートの記載の仕方として先程の整理の仕方で良いのかという

ことですね。手続としては何ら問題がなく良いのですが、実施状況シート3 審議会等手続の書き方が微妙だなという気がします。

中畠委員

意見はあったので、「意見の取扱いに関する特記事項」には、概ね採用としたなどの記載をした方が良いのではないのでしょうか。

石川委員長

それでは、若干技術的な問題もありますので、今のような諸々を取り入れてまとめたいと思うのですが、要するに委員会の性格は、そもそも基本計画案をとりまとめることですが、その過程で色々な意見が出ました、それは会議録に載っています。最終的に出された案について市が意見を出しています。それがこの56頁です。そこの部分を修正して、パブリックコメントにかけました。パブリックコメントではこういう意見が出てというような形で一つ一つ整理していけば、手続的には、何ら問題ないと思うのです。ただ、実施状況シートの「市が提示した計画案に対して委員が議論を重ね、意見反映された。」という書き方だと、どういう意見が出たのかということになるので、そういう意味では書き方について工夫が必要であるということです。

委員会のコメントとしては、手続については適正である、それから策定委員会の役割、性格を明らかにした上で委員会の意見の表示の仕方について工夫してくださいということでしょうね。

中畠委員

市民の皆様公開する際に、分かりやすい記述の形で記載された方が良いと思います。

石川委員長

はい。それでは、その辺の技術的なところは、委員長と事務局にお任せいただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは、そういうことでお願いをいたします。

二つ目、健康よっかいどう21プラン中間報告についてお願いします。

事務局(森田)

それでは、58頁資料2-1をご覧ください。健康よっかいどう21プランの中間報告についての総括表でございます。

この資料の中で1点訂正がございます。市民参加手続の対象とする根拠の欄でございますけれども、今、第1項第1号にチェックが入っておりますが、第4項の誤りでございます。修正をお願いいたします。

行政活動の概要としましては、健康よっかいどう21プラン、計画年度平成20年度か

ら29年度までの計画でございますけれども、これに関しまして、指標等の達成状況等についての中間評価を行ったもので、手続対象の根拠は、6条第1項第4号でございます。実施状況でございますが、意見提出手続としてパブリックコメント、審議会等手続として四街道市保健福祉審議会の開催、その他の方法としまして、アンケート調査をそれぞれ実施時期欄に記載のとおり実施しております。結果の公表につきましても、結果公表時期欄のとおりでございます。本件の実施予定の評価につきましては、23年6月3日に審査をいただいております。

実施した手続の順番にご説明します。まず、アンケート調査が78頁の資料2-4でございます。23年8月8日から8月22日までの15日間で、無作為に抽出しました対象者欄に記載の方々に対しまして、郵送による調査票の配布・回収により実施をしております。結果は、24年3月に報告書としてまとめられ、7月30日にホームページで公表をしております。79頁にホームページ掲載の写しがございます。81頁以降には、意識調査報告書の抜粋を添付しております。

次に、75頁の資料2-3をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートでございます。四街道市保健福祉審議会に対しまして意見を求め、24年7月4日から25年2月18日まで計3回の会議において議論がなされ、最終の3回目に原案のとおり了承をされております。その結果を25年3月6日に公表し、ホームページにも結果を掲載しております。76頁、77頁に実施結果についての報告の写し、ホームページ掲載の写しを添付しております。

次に、59頁、資料2-2をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートでございます。24年12月1日に公告をし、25年1月4日までの34日間の期間でパブリックコメントを実施いたしました。結果としまして、意見提出は0件で、結果を25年1月16日に公告し、同日付けでホームページにも掲載をしております。61頁、62頁に周知について実施公告の写し、67頁に市政だより掲載の写し、69頁にホームページ掲載の写しを添付しております。実施結果につきましては71頁に実施結果公告の写し、73頁にホームページに掲載しました写しを添付しております。

以上が、健康よつかいどう21プラン中間評価についての実施状況でございます。よろしく願いいたします。

石川委員長

はい、それでは健康よつかいどう21プラン中間評価に関して質疑を行います。

三木委員

これは1項4号に該当ですか。

事務局（森田）

私、只今の説明の時に1項4号と申し上げましたようですが、第4項の誤りでございます。訂正させていただきます。

石川委員長

まずアンケートを実施して、その次に審議会を開いて、パブリックコメントを実施して、さらに審議会を開いたということですね。ここでは別に意見は無かったということでしょうかね、審議会ですね、75頁にあります、最終日に市が提示した報告書案に対し、原案のとおり了承されたため、意見が無かったものとしたということでしょうか。

事務局（森田）

はい。

石川委員長

審議会へは、諮問ではなかったということですか。

事務局（森田）

諮問ではなく、審議会の中の会議の議事として会議に諮ったというように確認しております。

石川委員長

これは市が出した中間報告に対して審議会が提示案を了承したということですね。こちらはどうか、よろしいですか。

三木委員

中間報告により、健康よつかいどう21プランが改定されたのかされていないのか、というのはちょっと解りにくいと思います。

事務局（大野）

中間評価を出して、これを踏まえて次期計画に反映させていこうということですので、次期計画は、まだ策定しておりません。

石川委員長

それでは、よろしければ手続的には適正であるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

ありがとうございます。

それでは、3番目、四街道市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正についてお願いします。

事務局（森田）

97頁、資料3-1をご覧ください。四街道市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正についての総括表でございます。

行政活動の概要は、条例に基づく許可にあたり、暴力団員等を欠格要件に含めるなど、審査基準等の改定を行ったものでございます。手続対象の根拠は、第6条第1項第3号と第6号でございます。

意見提出手続としましてパブリックコメントを、審議会等手続としまして四街道市環境審議会の開催を、それぞれ実施時期欄記載のとおり実施しております。結果の公表につきましては、結果公表時期欄記載のとおりでございます。本件の実施予定の審査につきましては、25年3月19日前回の会議において審査をしていただいております。

113頁、資料3-3をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートでございます。24年12月21日に四街道市環境審議会に対して意見を求めて、審議の上、原案のとおり承認する旨答申をされております。その結果は25年1月28日に公告し、同日付けでホームページにも結果を掲載しております。114頁に実施結果についての公告の写し、119頁にホームページ掲載の写しを添付しております。

次に98頁、資料3-2をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートでございます。24年12月26日に公告をし、25年1月25日まで30日間の期間でパブリックコメントを実施いたしました。結果としましては、意見提出は0件で、その結果を25年1月28日に公告し、同日付けでホームページにも掲載をしております。99頁から101頁に実施公告の写し、103頁にホームページ掲載の写しを添付しております。実施結果につきましては106頁に実施結果についての公告の写し、109頁にホームページ掲載の写しを添付しております。

以上が四街道市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正についての実施状況でございます。よろしく願いいたします。

石川委員長

はい、ありがとうございます。それでは本件について質疑をしたいと思います。

草野委員

私、どうもこれは環境審議会の位置づけが、こういうパブリックコメントの意見を反映しようかということとは別に、審議会は審議会でスケジュールどおり行い、それから、パブリックコメントはパブリックコメントで手続きを行ってという話なのかなと思うのです。本件が、パブリックコメントをして意見が無かったからということが結果としてありますけれども、意見が出たら、それは審議会にかけてまた話をしましょうという話とは違うのかなという気がするのですが。パブリックコメントを行って意見が出たら審議会にかけてもう1回検討しましょうということなのではないでしょうか。

事務局（大野）

場合によってはそれも有り得ると思います。

草野委員

本件は、審議会開催時期とパブリックコメント時期から考えて再度かけないということに思えるのです。

事務局（大野）

今回の環境審議会の中では特にこれについて、ご意見が無かったということですが、本来ならば何らかの形で、こうすべきではないかというご意見があってもしかりだと思いません。一般的には、審議会に対して諮問させていただきご意見をいただきます。それで、答申する際に委員会としての意見を付けていただき、その意見を踏まえ市の方で原案を修正すべきところは修正し、それをパブリックコメントにかけます。パブリックコメントでいろいろ意見が出されるのですけれども、結果的に修正が無かったということであれば、審議会の意見を修正したままの状態最終案になったということになります。パブリックコメントの意見を踏まえ、案を修正した場合には審議会に対してこういう内容に修正させていただいたというご報告をさせていただくこともあると思います。

草野委員

審議会というのはそれぞれ別な審議会があって、たまたまその審議会手続にこれをあてはめたってどうか、どういう位置づけになっているのでしょうか。市民参加条例に基づくパブリックコメントとこの審議会手続というのはどういう位置づけになるのかなと思っています。

事務局（大野）

環境に関する問題については、環境審議会に意見を聴くということは可能だと思いますし、四街道市の場合、審議会の委員には公募委員の方がいらっしゃいますので、条例で規定されているとおり市民参加の一環という形をとっていますので、その両面を併せ持つということがあります。ですから、こういった条例の改正に際して審議会の意見を聴くというのは、そのような位置づけをもって聴いているというように解釈しております。

草野委員

審議会手続というのをどういう位置づけで使っているのか疑問に思っています。

事務局（大野）

二面性があると思っております。公募委員の皆さんが入っていますので、市民参加という位置づけが一つ。それと、学識の方とかご専門の方が委員としていらっしゃいますので、専門的な見地からご意見をいただく、こういう二面性を持っているというように解釈しております。

草野委員

パブリックコメントの意見を審議会に反映しようとかという話はではないのですか。

事務局（大野）

そこは少し違うかなと思います。

石川委員長

審議会というのは、法律上は執行機関の附属機関なので、極端に言えば長が審議会も行い、他のものも行って、最終的に決めるという性格のものだと思うのですね。ですから、市が原案を作って、審議会に対してどうですかと聴く、そして、特に意見も無いようだったら、パブリックコメントを行いたいという取扱いだということになります。

三木委員

形式的なことですが、実施状況シート3の結果の「意見の取り扱いに関する特記事項」のところに、答申がなされたというように書いてあって、実施のところには答申と書いていないのと、諮問、依頼でもなく議題となっているので、ちょっと言葉の確認が必要かと思えます。

石川委員長

ここは重要な問題なのですね。意見を求めたのか、それとも諮問をしたのか。だいぶ性格が違うと思うのですね。どちらなのでしょうね。113頁の審議会等手続シートでは確かにその他議題となっていますね。その結果として答申が成されたということになっているので、その辺に齟齬がありますね。

事務局（森田）

結果のところの欄の記述ですが、これは審議会に諮問したということではなくて、議題の中で付議をしておりますので、結果欄の方の「答申が成された」というところが誤記でございます。「承認されたため」となります。

石川委員長

そうですか。表現は適切にした方が良いでしょう。それでは、手続としては適正であるということなのですが、表記の仕方に齟齬・食い違いがあるので、きちんと記述するようにということをつけ加えておきたいと思えます。他には、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

ありがとうございます。

以上で議題の1が終わりました。次の、25年度市民参加手続実施予定、追加の評価ですね。お願いします。

事務局（森田）

実施予定の評価につきましては2件でございます。

まず、121頁の資料4をご覧ください。四街道市営霊園条例の一部改正についての実施予定シートでございます。行政活動の概要としましては、市営霊園合同埋蔵施設建設に伴い、当施設の供用に関し必要な規定を整備するものでございます。市民参加手続の対象とする根拠でございますが、第1項第3号、それからチェックが漏れておりますが第1項第6号に該当いたします。

また、行政活動の実施予定時期でございますが、25年9月となっておりますけれども、26年1月に修正をお願いいたします。

市営霊園の合葬式墓地は、現在納骨堂のみでございますけれども、新たに合同埋設墓を建設するため、市営霊園条例のうち、合葬式墓地の規定部分の、利用者の申請とか資格に関する規定を改正するものでございます。実施手続としましては、意見提出手続、パブリックコメント、それから審議会等手続をそれぞれ25年8月に予定をしております。

以上が四街道市営霊園条例の一部改正についての実施予定でございます。よろしくお願ひいたします。

石川委員長

それでは、市営霊園条例の一部改正について質疑をお願いしたいと思います。

(発言なし)

特にはよろしいですか。

(「はい」という声あり)

はい、それでは適正であるということにいたします。

次の火災予防条例についてお願いします。

事務局(森田)

122頁資料5をご覧ください。四街道市火災予防条例の一部改正についての実施予定シートでございます。行政活動の概要としましては、消防法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

手続対象の根拠は、条例第6条第1項第3号でございます。行政活動の実施予定時期は、平成26年4月でございますが、条例第6条第2項第1号の軽易なものに該当するため、適用除外することとし、市民参加手続は実施いたしません。軽易なものに該当する理由としましては、火災予防条例第29条の4につきまして、運用している消防法施行令の条・項・号の移動、改正による号の移動でございます。施行令第37条第7号から7号の3というふうな規定になっているものを、第4号から第6号に修正をするものでございます。

以上が四街道市火災予防条例の一部改正についての実施予定でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長

はい。ありがとうございます。それでは、火災予防条例の一部改正について質疑を行いたいと思います。

(発言なし)

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

はい、ありがとうございます。それでは、適正であるということにいたします。

次に議題の3ですが、四街道市市民参加条例の見直しについて議題といたしたいと思っております。事前にご意見をいただいておりますが、まずは配付された資料等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（森田）

前回3月19日の会議におきまして議題の中で説明をさせていただきましたが、本日あらためまして市から市民参加推進評価委員会へ諮問をさせていただきました。本日配付させていただきました資料6-1をご覧ください。前回の会議のご説明内容と重複する部分もございますけれども、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、条例の見直しの根拠でございます。四街道市市民参加条例の一部を改正する条例附則4の規定でございます「市の機関は、新条例が常に社会情勢及び市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、この条例の施行後3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとする。」という規定がございます。

事務局としましては、改正後の条例を運用して3年経ちますけれども、見直しはするものの改正する必要はないのではないか、という判断を今のところさせていただいております。見直した結果、基本的には条例の改正はしないという方向で現時点では考えております。これに対しまして、委員会としてのご意見を頂戴したいということでございます。

ご意見を頂戴する際にご検討いただきたい点につきまして2番目の見直しの留意点として主なもの3点を記載してございます。まず1点目は、平成22年3月30日付け市民参加推進評価委員会の答申内容で、「今後に向けて」という意見をいただいているもの内容でございます。1点目のアについては、住民投票制度について慎重に検討すること、2点目としては不服申立て制度について、苦情申出制度の導入について救済機関の位置づけを含め検討すること、というご意見でございます。

それから、答申内容にあつて条例改正に反映されてない意見としまして、金銭徴収については適用除外としておりますけれども、重要な金銭徴収事項は市民にとっても関心事であるので、市民参加の対象とすべきであり、適用除外から削除し、市民参加手続の対象とすることが望ましい。というご意見でございます。

以上が、前回の市民参加推進評価委員会の答申の中でいただきました意見でございますが、今回は、この意見も踏まえてご議論いただきをお願いしたいということでございます。

2点目は、条例の運用状況等に関する課題についてでございますけれども、これまで実施状況の評価を行っていただきました中で検討しなければいけないもの、3点目は、次期の見直し規定につきまして、定期見直しの規定を入れるかどうかという点についての検討でございます。1点目と2点目につきましては、本日の会議の開催にあたりまして事務局から委員の皆様へ意見提出をお願いさせていただきました。皆様からいただきました意見をペーパーにまとめましたものが、本日お配りしました参考資料でございます。

最後に、日程についてでございますが、本委員会の委員の皆様のご任期が11月24日までとなっております。委員会の開催は例年ですと年度当初の5月、次が年度半ばの10月、

年度末の3月という開催状況でございますけれども、本日ご審議をいただいた状況によりまして、それまでの、10月までの間での開催も必要なのではないかという考えも事務局ではございます。

以上が条例の見直しについて、本日お配りさせていただいた資料のご説明でございます。

石川委員長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局から説明があったことについて何か質問がありましたらお願いします。

(発言なし)

よろしいですか。

それではまず、見直しの留意点(主なもの)というのがありますが、(1)アです。「今後に向けて」の意見があって、この中で、①住民投票制度と②不服申立て、苦情申出制度、です。まず①の方から論議をしたいと思います。事前に各委員から意見を提出していただいているので、提出いただいた委員から説明をお願いし、論議を進めていくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

石川委員長

それでは、最初の意見の方からお願いいたします。

中寫委員

参考資料の「住民投票制度について」というところは私が出したものです。前回の見直しの委員会での議論の内容が、資料6-2に書かれていますが、住民投票制度を、市民参加の一環と捉えるかどうかで意見が分かれました。私は市民参加の一環という考え方をしていたので、規定した方が良いのではないかという意見を持っておりました。現在もそのような意見を持っていますので、意見として出させていただきます。ただ、四街道市民が、市民参加の制度として、仕組みとして住民投票を制度化した方が良いという希望があれば入れた方が良く思うし、特にそういう希望が市民にないのであれば入れる必要はないかもしれないと思います。

石川委員長

ありがとうございました。それでは、住民投票制度についてご意見があれば伺いたと思います。いかがでしょうか。

草野委員

市民参加条例の中に住民投票の手続を入れると、今の状況がどのように関わるのでしょうか。住民投票は、住民が署名活動を行い、ある一定の署名を集め、じゃあ議会がやりましょうかということになって、住民投票になるのかなというように私は理解していたので

すが、この市民参加条例の中にそういう制度を入れるというのはどういうメリットがあるのでしょうか。

中畠委員

四街道市では、過去に住民投票を実施したことがあるように、地方自治法に規定されている直接請求制度で、条例制定を市民の側から直接請求して住民投票を行うことができるという事ですが、そうではなくて、常設型の条例を作って、直接請求制度の形をとらなくても住民投票ができるという仕組みを作っていく。ただ、すべての行政活動に対して投票を行うということではなく、重要な課題でかつ市民の方が、住民投票をした方が良いのではないかという考えを多くの方が持たれることが前提となるので、参考資料の「住民投票制度について」の二つ目に書きましたように、有権者数の何パーセント以上の署名を集めた場合には必ず住民投票を行うというような規定が可能なのではないかと思えます。

草野委員

そうすると、住民投票の制度を入れる場合は、そのハードルというか条件を、この条例の中で規定しておく必要があるということでしょうか。

中畠委員

手続について規定する必要はあると思うので、別途の条例による規定も考えられます。

三木委員

発動要件みたいなものを別途条例に書いてしまうと、市民参加条例そのものの意味合いが弱まるし、説得力が弱まるという気がします。

石川委員長

結論から言うと、市民参加条例の中に入れても、結局理念だけを謳うことになって、具体的な手続、対象とか発議権や有権者ということに触れていないと何の役にも立ちません。ただ、本当にこれを入れるとすれば、これは常設の住民投票条例の中で作ると、その場合には、誰が発議できるのか、どのような条件で発議できるのか、対象者は誰か、投票は何歳から対象となるか等の内容を規定しなければならなくなるので、結構な条文の項目が必要となります。

三木委員

今の市民参加条例は、手続条例になっていますので、たとえば、自治基本条例みたいなものを根拠として、むしろその中で、住民投票について規定する方が良いのではないかと思えます。手続的な条例に理念的な規定を入れるのは何となく違和感があります。ただ住民投票制度についての議論は、前回の条例改正以降もされている気配が聞こえてこないもので、本格的な議論をここで行わなくてはいけないのではと思います。

中畷委員

自治基本条例の制定について、現時点での可能性はどうなっているのですか。

事務局（大野）

まだ、他市の状況を見て研究していくという状況なので、検討には至っておりません。

牧野委員

常設型の住民投票条例を持っている他市というのは、どのような市なのでしょうか。その運用はどのような状況なのでしょうか。

石川委員長

自治基本条例と常設型の住民投票条例を持っている市がありますが、全国で初めて常設型の住民投票条例を設置した例です。結構大変なのが、発議権を、市長、議会、市民のどこまで認めるか。また、投票できる範囲を何歳からにするか、外国人を含めるのかという問題もあります。常設型の住民投票条例は全国にいくつかありますが、結論としては市民参加条例の中に市民投票条例を盛り込むというのは、無理があるかなという感じを持っています。例えば市民の署名を有権者の何パーセントにするか、四街道市の有権者は今どのくらいですか。その2パーセントだとすると何人くらいになりますか。

事務局（大野）

有権者は7万人くらいです。

その2パーセントだと1,400人くらいです。

石川委員長

自治法の直接請求の規定は、50分の1だと思いますので2パーセントなのです。

事務局（大野）

まだ50分の1です。

石川委員長

50分の1ですよ。50分の1は2パーセントですね。つまり、2パーセントの署名による請求があれば議会で審議することになります。

中畷委員

たしかに、条例制定というと議会の議決を必要とする場合はそうだと思います。

石川委員長

いずれにしろ、市民参加条例の中に理念だけを規定したのでは、もう一つ条例を作らなければならない。対象は誰なのか、誰が発議できるのか、どういう手続で行うのかももう一つ条例を作らなければいけないので、市民参加条例の中に規定があるから規則でできると

というのは、はなはだ乱暴な話で、ちょっと無理なのです。

三木委員

たしかに、要件等を規則に委ねるというのはまずいと思うのですが、手続規定として住民投票制度をこの条例に入れるか入れないかというのが、ここでのポイントではありますね。入れないとした場合には、こちらの委員会として、そういうことの検討をして欲しいというリクエストをするかどうかです。

石川委員長

私は、自治の基本を定めるという意味では自治基本条例を定めるべきだと思います。その中で投票手続を定めて、住民投票についての概括的な基準をきちんと決めた上で、順を追って住民投票条例を作っていくという方法が一番良いと思うので、そういう検討をしてくださいという意見の提出はできるかなと思っています。前にも出ているということであれば、是非それを検討してくださいという要望をするということになると思います。

三木委員

前回の改正時には、自治基本条例という選択肢も考えられないではないかなという雰囲気もあったのですが、先ほどの事務局のお話だと、今のところは全く予定がなさそうということですが。

石川委員長

情報収集はしているということですから、後ろから少し押してあげるということでしょうがないのかなという気がします。

中畠委員

例えば、三鷹市の自治基本条例では、基本的な要件みたいのを規定していて、常設型とはいえないのですが、住民投票について実施を請求できる規定の形をとっているもので、そういう形の自治体もあると思うのです。基本的な要件だけを載せるということであれば不可能ではないと思います。

三木委員

自治基本条例の性質と、市民参加条例の性質の違いみたいなものがあると思います。自治基本条例は理念的なものを規定しているものが多く、この市民参加条例は手続的なところを規定している条例なので、手続条例の中に理念まで入れるというイメージが見えてこないです。自治基本条例であれば、手続的にここに書いた方が良いと思うのですね。自治基本条例はもともと手続的なことや細かいことが載っていますし、情報公開についても書いてあるところもあります。

中畠委員

四街道市の市民参加条例というのは、市民が参加する手続を定めていて、何に対して参

加をするかという、政策の決定とか計画の決定とか市が何か決定するときに参加をするということですが、住民投票というのは市が政策決定をするときの市民が意見を言う最大の機会であって、最終的に市民が判断することだと思うので、それがないということが残念な気がします。

三木委員

この手続条例に入れてしまうと、参加の範囲とか参加の対象とか拘束されることになりますよね。要は、新しく言葉の定義もすることとなるので、結局、手続条例なので手続の対象とかを条例の中に規定しなければならない。住民投票が手続対象の範疇に入る話なのかどうなのかということだと思います。住民投票条例自体、最終決定権が市民には無くても自治体に対する意思表示ができるということでは良い制度だと思いますが、この市民参加条例の中に手続対象の一つとして規定することはどうなのかなという気がしています。

草野委員

三鷹の例も出ましたけれども、他の自治体でも参加条例をどういうふうに扱っているのか事務局の方で調べて、次回にそれを提示してもらって、議論できれば良いのではと思います。それと、石川委員長がお話されたような、いわゆる基本条例の中に規定をした上で住民投票条例を別に作っておけばやれるということであるならば、それも一つの方向ではないかと思えます。

石川委員長

全国の自治体では、自治基本条例を規範的な条例にしようということが基本と考えられていて、自治基本条例の精神に沿って個々の条例を作っていこうというのが大きな流れになっています。だから、市民参加条例の中に住民投票条例を入れてしまうということになると、将来、正式に住民投票条例を作った場合に、こっちにもあっちにもということになって、あまり、格好良くないという気がします。それと、この市民参加条例は、三木委員が言われたように、行政活動に対することしか対象にしていないのです。ところが、住民投票というのはそれ以外にも対象とするものが結構ありますので、この条例の中に位置付けると、住民参加条例の範囲外なので、住民投票できませんよということになりかねないということもあるのです。そのためには、やはり自治基本条例の中できちんと、住民投票はこのような形でやるべきだと規定して、それに基づいて常設形の住民投票条例を作るとするのが良いと思います。市の方でまだ資料収集の段階だということであれば、我々はそういう市側のスタンスを理解した上で、是非検討を進めてくださいと言うことが、今の我々の立場であるような気がします。

三木委員

今日結論を出さなくて良いということであれば、次回の会議の時に他都市の状況とか、大量の資料でなくて良いので、おそらく何かどこかで多分まとめられているものがあると思います。そういうものを少し出していただいて、議論をするのが良いと思います。

石川委員長

今の意見を踏まえて、少し資料を収集し提出していただき、改めて論議を深めたいと思います。

三木委員

資料の作成は、常設型を中心にとということによろしいのでしょうか。

石川委員長

常設型でないと言っている住民投票条例でないです。だから自治基本条例の中に住民投票というものが入っていたとしても、必ず別に住民投票条例を作らなければいけない訳ですから、常設型の住民投票条例の事例をお願いします。

事務局（大野）

わかりました。

石川委員長

それでは、二つ目について、不服申立て、苦情申出、これに関しての意見はどなたでしょうか。

中畠委員

これは書いてあるとおりなのですが、既に決定あるいは実施された行政活動に対する市民参加について、あるいはこれから実施されようとしている市民参加の方法について、市民の方から何か意見があれば、市民参加推進評価委員会における市民参加の評価の際に考慮する制度を設けてはどうかということです。ただこれは、だめだったからやり直してくださいとまでは言えないと思うので、救済的な措置は實際上難しいですが、早急な見直しをしてくださいというようなことは、この委員会として出すことはできると思いい見として出しました。

石川委員長

いかがでしょうか。気になったのは、この不服申立制度というのはどういう制度なのか。行政不服審査法に基づくような申立てなのか、あるいはそれ以外の独自の申立ての方法なのか、不服申し立てについては、通常は裁定をしたり判断したりするわけですが、それに対してどこの機関がどういうことをするのかという疑問が出てきます。

田汲委員

四街道では、これに関して規程は作っていないのですか。

三木委員

全般については、行政不服審査法という法律があります。

田汲委員

法律があることは知っています。

三木委員

法律が全部市の処分に関わります。

田汲委員

四街道にもこのように運用しますよという規程はあるのではないですか。

三木委員

おそらくないです。

事務局（大野）

法律に基づいて行っています。

田汲委員

普通、法律を執行する際の取扱規程というのを作るではないですか。

三木委員

手続も法律に書いてあります。

田汲委員

東京消防庁は、不服申立てに関する内部規程というのがあるが、法律と同じようなものなのですが、やり易いようにしたものがありましたので、四街道にもあるのではないですか。

三木委員

中嶋さんが仰っているのは、要は苦情の申出とか不服の申出とか、そういった任意の仕組みとして受けられるものがあつた方が良いのではということだと思います。

田汲委員

例規集みたいなものに載っているとします。

三木委員

そもそも処分性がないので、行政不服審査法に関わる手続は、この市民参加条例ではできないです。

牧野委員

例えば、パブリックコメントで出された意見が取り上げられなかったとかということではなく、手続で疑義があるとか、意見というと、どんなことがあるのでしょうか。

三木委員

例えば、情報提供が解りにくいとか、そういう手続上に関わることが中心にならざるを得ないと思います。どの意見が反映されたか、されていないかという部分は、基本的にタッチできなく審議できないので、苦情とか不服だとか中味ではなくてプロセスになった場合は、そのプロセスをきちんと取るべきだということは言えると思います。

石川委員長

この委員会が、手続に対して適正であると出した答えについて、おかしいよというのなら解るのです。

牧野委員

個々の中で適正であるということを説明していくということでしょうか。

三木委員

ただ、適正であるというのは、ここに書かれた資料で手続的、形式的には適正であるという判断をしたけれども、形式的には適正だけれども、その実行場面というか実際にできるという実施場面で、これに出ているのとは違うんだよ、という話があれば、それは苦情以外の反省があるのではないかと思います。

田汲委員

行政手続法でもちゃんと聴聞とかできるわけですから、苦情をここに載せる意味合いがあるのでしょうか。

三木委員

それは処分に係わるものなので、この市民参加条例は処分性がない条例なので、行政手続法、行政手続条例、行政不服審査法とかなりで規定されています。

石川委員長

少し休憩します。

(隣接道路から車両の騒音があり発言内容が聞き取れないため)

石川委員長

いずれにしても、きちんと手続をしていけば良いというイメージで、もう少しはっきりさせてもらったら良いかなと思います。

中畠委員

少し説明を加えますと、例えば市民参加手続実施予定シートが出されて、この委員会が審議するのですが、市民が、この件についてはパブリックコメントと審議会だけではなくて、意見交換手続を行って欲しいとか、市民会議でこの案は作った方が良いのではとか、これについては市民参加手続を実施しないということになっているが、やはり市民参加手

続を実施するべきなのではないかなというようなことが言えた方が良いのではと思います。

三木委員

それはむしろその実施に対する参加手続を保障するという話ではないでしょうか。第三者で構成された委員会でも、検討するというので一応オーソライズされていますが、それに対して、市民が参加する機会がないということだとすると、むしろそちらの参加の仕組みが足りないという話になりますか。

田汲委員

市民が意見提出手続だけではなくて、他の手続も実施するべきだという意見を出す場が欲しいということなのではないでしょうか。要するに、いままで意見交換手続とか意見提出手続とかあるのですが、その他にもこういうものも行ってもらいたい、たまたま市の方ではこれしか行っていない、意見提出手続は行っていませんということで事業を進めたけれど、市民としては、いやそんなものでなく他の手続、市民会議手続きとか行ってもらいたいものがある、そういうことですか。

三木委員

その手続をどの段階で行うということでしょうか。この委員会でも、市の実施した手続が適正かどうかを評価する役割があります。

田汲委員

この委員会では意味がないと思います。市民からそういう意見が出たから、市では市民会議もやりましょうと。その結果出てきたものについて我々の委員会は評価するということだと思います。

中畠委員

市民参加手続実施予定が出てからでないかと、市民は分からないのではないのでしょうか。

石川委員長

市民参加手続実施予定シートが出て、本委員会が適正であるという報告をした。それについて意見があるということでしょうか。

田汲委員

そうではなくて、一つの事業を立ち上げるにあたって、こういう手続を実施しますよというの市の方で決定するのでしょうか。

三木委員

各手続の予定が分かるのは、この予定シートが公表されてからになります。

田汲委員

いや、予定シートは関係ないのです。

三木委員

この委員会に予定シートがかかる前に市民に内容が公表されるのでしょうか。

田汲委員

そうでしょう。だから市民がその情報を知った段階で、こういう手続で行って欲しいということになるのではないですか。

石川委員長

そこが問題で、市民がその情報を得るのはいつかということです。本委員会に実施予定シートが提出されて、内容を審査してこの実施予定手続は適正であると結論を出し、市民に公表される。そこで、いやこれはだめだ、これは市民参加の充実を図るためアンケート調査を行う必要があるという意見が出てくるというのは、手続的な流れとしてはあり得ます。

田汲委員

市民に対してもっと配慮するよという立場の人も中にはいるのではないですか。

三木委員

市民が意見を言えていないという結論にしてしまうと、この条例はすべての市民に対して公平に関わる機会を保障しているものなので、すごく変な話になってしまいますね。知った人勝ちみたいな話になってしまっても、それを認めてしまうのは良くないと思いますので、どういうタイミングでというのは委員長仰られたとおり、かなり根本に関わる問題だと思います。

田汲委員

事業というのはいろいろな事業があって、これにかける前にも情報が出ているものがあります。開発とか何だというのは、情報がいっぱい出るわけですね。そういうものについて、この手続を行ってくださいよという意見もあると思います。

石川委員長

この市民参加手続の中で論議をしようとする、市民の皆様にも平等に情報が行き渡った段階で、制度的な保障をしないといけないわけですね。市民の皆さんが、市が行おうとしている手続がわかるのは、実施予定シートが公表されて初めてわかるわけですね。そして、この委員会が手続は適正であるという結果を公表する。それについて、いやそれではだめだという流れはあり得ます。

田汲委員

たとえば、道路開発とか地区開発とか、そういうものは、興味のある人は知っているわ

けです。そういう段階で、市がこういう計画でやるから市民会議は行わないということを知った立場の人が申し出られる。これとは関係なくてということです。

三木委員

条例と関係ないという話であれば、条例に載せる必要はないということですね。道路建設とか開発計画ということであれば、利害関係者が、それぞれの法に基づく手続の中で、意見を述べるができるということだと思います。

田汲委員

私は、必要と思っていないのですが、いずれにしても、この委員会が市民参加手続の実施予定について、適当であるとか適当ではないとか決めた後でも、市民の方から違うという意見があれば、この市民参加条例の中に載せることができるのかなと思うのです。

石川委員長

この条例を改正する際に、ここに入れてきちんと市民参加を保障するということだと、いつの段階に誰が何をというのを決めておかないといけないですね。さっき田汲委員が仰られたように、情報を知った人が市に対して申し出るのだというのであれば、この市民参加条例ではなく、別の制度、別のルールですよ。

田汲委員

いや、別のルールでなくて。例えば市民参加条例により市の方でこの手続で行いたいと決定するのですから、我々の委員会へ来るときはこういう実施予定シートで来ますよね。この委員会へ上がってくる前にはもう市はすでに決定しているわけですよ。

石川委員長

そういう方法を市民の皆さんには、どのように広報しているのでしょうかね。

田汲委員

それはちょっとわからないのですけれども。

石川委員長

例えば実施予定シートがありますね。この委員会に諮問される以前に、市民の方にもお知らせしているということは、今行っているのでしょうか。

事務局（森田）

行っておりません。この委員会で評価をいただいた後に、市政だより等に掲載しお知らせしています。

田汲委員

そうではなくて、開発計画とか何かでもって、要するに、このシートを作りますよね。

市ではシートを作る以前にもう決定しているのではないのでしょうか。

事務局（大野）

決定しているものもありますし、ないものもあります。

田汲委員

だから、あるものについては、この手続きだけではなくて、もうワンランク上のものを行ってほしいという意見を出せるということです。

事務局（大野）

市民参加条例でありますので、このような手続きを総括的に行っていきますというのが実施予定シートにより分かるようになっていきます。

三木委員

田汲委員が仰っているのは、事実上知った人がアクションを起こす整理をして欲しいということでしょうか。

田汲委員

違います、知った人が、市民参加手続を一つしかやらないのはもったいないから、もう一つ、ワンランク上のものを行ってほしいと、こういう意見があるから意見を述べても良いですよということなのですね。中嶋委員、そういうことでもないのですか。

三木委員

苦情というか提案ができるかどうか、この行政活動の案件に関しては、この手続きをしてくださいという追加の提案みたいなものですね。言葉の使い方が難しいですが、苦情というとなんか良くないことが起こっているというニュアンスが含まれてしまいます。

石川委員長

どうも具体的な事案が想定されないので、論議が進まないようです。委員の皆さんがそれぞれ思っていることが少しずつずれていて、こういう事案についてどうするかというのを特定して論議を行った方が良いと思います。例えば委員会として、実施予定シートの内容について結論が出て公表されたときに、もっと他の手続も行わなければいけないという意見が提出できるという規定を作るかどうかという話ですよ。

三木委員

一旦整理して、次回また議論を進めた方が良いでしょう。

石川委員長

今すぐに整理をして結論を出すことにもならないのかなと思います。いずれにしろ次回に具体的な事案を想定して、もう少し皆さんで考えていきたいと思っています。

次に、金銭徴収に関して適用除外を除いて、意見が出せるようにした方が良いということですが、これについてはいかがでしょうか。

三木委員

これは意見として出したいと思います。前回の答申の際も、金銭徴収を対象としないのは直接請求の対象になっていないからという理由でしたが、一般的には金銭徴収を市民参加の対象にしないところが多いのですけれども、一方で金銭徴収を市民参加の対象にしている自治体もあります。以前、市の担当者の方の話でも、税金下げろとか、使用料を下げろとか、そういう要求ばかりが出てくるのではないかとということを懸念して参加の対象にしないということなのですが、参加の対象にしてはいけないという話ではないので、今回見直しをするのであれば、なかなか微妙な問題であることは理解していますが、もう1回意見として言っても良いと思います。

石川委員長

今は直接請求の対象ではないので、適用除外としているけれども、たしかに、市民参加と直接請求というのは全く別のものでありまして、当然検討して良いわけですが、あとは市の立場だと思います。これについては皆さんのご意見はいかがでしょう。

中島委員

前期の委員会で議論をしていたときには、地方自治法の改正の議論の中で、金銭徴収についても直接請求の対象に出来るようにした方が良いという議論があったと記憶しています。

三木委員

金銭徴収についても直接請求の対象とすることができるようにするというのは、片山さんが総務大臣だった時に検討していたのですが、結局、政治的にそれが実現されなかったというところで、立ち消えになっていると思います。

石川委員長

実際には、通常、地方税法が改正されて、市の税条例も3月から4月に議会にかけて改正するわけですが、それを、市民参加を経て全部論議してから条例を改正するということになる、収入的にもかなり影響が出てくるということは考えられますね。

三木委員

税だけではなくていろんなもの使用料とか、他の自治体では健康保険料とか健康保険税などパブリックコメントを行っている例もあります。身近な問題なので、金銭徴収に関するものという中にはバリエーションがあると思います。また考え方としては、このような市民参加手続を通じて市の財政について、市民が理解をしていくとか学んでいくという機会と捉えるのか、それともありきたりの考え方で市民からの要求と捉えるのかという捉え方の違いでも、おそらく見えてくるものが違うのかなと思います。これは、どうしても

委員会の意見として出さなければならないと言うつもりはないのですが、市の財政とかそういうことに対する市民の参画機会を少し減らしている感じを持っています。

石川委員長

いずれとりまとめの時には、前の委員会の時からの懸案事項でもありますし、税金だけではないということも考えれば、市民参加の対象にしても良いのかなという気はしますが、次回の会議でもう少し論議したいと思います。

他に、提案手続きについてというのが出ていますが、これはどういうことでしょうか。

中畷委員

前回検討したときも市民提案手続きが少なく、もっと出しやすくした方が良いのではないかということだったのですけれども、今も相変わらずそれ以上に市民提案が少ないというところがあると思います。市で新たに作った「コラボ四街道」という制度では、地域づくりに取り組む事業に提案すると補助金が交付されるということで、そちらの方は結構提案があるようなのですが、具体的にはそちらの方がわかり易いし、必要があるということなのかなと思います。ただ、この市民提案手続きというのは、将来的には政策提案をしたり、こういう政策は不要なのではないか、というような提案が市民から出てくかもわからないので、残しておいても良いのかなと思いますが、期間を定めて募集するという方法については、再考の余地があるかもしれないという意見です。

三木委員

私の意見は、期間を定めなくても良いのではという意見です。今は、2回で必要と認めれば、それ以外にもできるという規定です。今日の資料の67頁に、たまたま市政についての提案を受けますという広報が掲載されているのを見ましたが、12月1日号で締切りが25年1月でしたので受付締切りまで1ヶ月くらいの期間で周知をさせているという感じでした。市民の方にいつ提案ができるかということのスケジュールについては、おそらく行っていないと思いますので、原則このような形で期限を区切って行う方法は適当かなと思いますが、条例で2回と書いておかなくても良いのではないかと思います。定期的に周知はした方が良くと思いますし、PRもした方が良くと思いますけれども、提案があるときは、要件を満たしていれば常時受け付けますよという形にしても良いのかなと思います。

石川委員長

条例が作られた当時は、毎年度2回実施するというように目安を立てて、その上で、必要がある場合は2回を超えてできるという例外規定を設けていた訳です。その作りをそろそろ変えるというのもありかと思いますが、いずれにしても手続的なことはどこかで決めなければいけないですね。

三木委員

受け付けた後の手続きをどう考えるかということもあります。

石川委員長

実際の事務手続要領の中味を見るとわかりますけれども、一度に沢山の提案が出てくるのは、担当者にとっては相当煩雑なことになると思います。周知を徹底して提案の今度の締め切りはいつ頃なのかということきちんとPRすることによって、用意のしかたも違ってくるのではないかという気がします、条例では2回を超えてできるという規定になっています。いろんなものが数多く出てきて、しかもタイムリーに出てくるということを目指する時には改正しても良いということになるのかもわかりませんが、今の条例の状況でもできないわけではないので、事務の煩雑さとか、そういったインセンティブを考えれば、一応時期を設けておくというのも良い方法なので、何とも言えないところです。

思いついた時に提案しに行くと、それを市側がどう受け止めるかという問題なのですね。すごく精度の高い、今すぐにでも実行に移せるという内容のものであれば採用できると思いますが、ただ、お金がかかる内容だとすると予算確保の問題もあります。

事務局（大野）

財政的な面でできるとかできないとかはあります。

三木委員

提案を受けた場合は、提案者と所管する原課が話し合っていて決めていくという話なので、提案を受けたから必ず行わなくてはいけないという話ではなく、予算のことも踏まえて、できることできないことを仕分けていくということを経験した覚えがあります。

石川委員長

こういうことを是非やりたいというのであれば、次の議会で補正予算を出して、事業費を付けて行いましょうという事ですが、改正の必要があるという考え方と、きちんとPRを徹底すべきだという両論があるということですね。

それから次の頁に移りまして、「その他運用上の課題について」ということについてはいかがでしょうか。

中嶋委員

これは周知をしてくださいということです。

石川委員長

少し時間が迫ってきましたので、「手続に対して参加者が少数であることについて」はいかがでしょうか。

草野委員

参加がゼロというものも多いわけです。行政側として丁寧に行っているにもかかわらず参加が無いということは、市民に関心があるのかないのかよくわからないということもあるのです。他の自治体はどの様に行っているのか見てみましたところ、京都市の例ですが、市民の責務と捉えているのです。本市の状況とは全然違うので、もう少し見習わな

いといけないのかなと思いました。責務として参加機会を活用することにより積極的に市政参画に努めるものとすると思いますね。だから結構、前向きに書いてあるのかなという感じがします。それからもう一つは市側の問題です。市側のPRの仕方の問題ということもあるのかなと思うのですね。自治会長の会合みたいなものも定期的にあってそのような場で意見を求めていることもあるので、そういう工夫というのはあって良いと思うのですね。大和市の例ですけれど、市民登録制度というのを設けてあるのですね。これはどういうことかという、市民参加ということではいろいろ意見を聴きますけれども、事前に登録をお願いしているのです。その登録した人たちに、例えばこういうことなのですよという状況だとか、情報をキチット定期的にお渡ししているのですね。それで何かあった時には、その中から何人かを集めて意見を聴取する、そういう関心のある人もいて聴取している、というようなことの例があります。この辺については少し他の事例、自治体の事例なんかも勉強していただいて、少し積極的なことを行わないと、私は今の手続が形骸化しているという、市民参加条例が生かされていない状態だということに感じています。

それから、一番最後に、市民参加手続の対象についてというのを書いてありますが、何でもかんでも手続をとれば良いのかということがあると思います。過去に、「一行の条例改正」というのがあったのですが、その中味が市民にかなり影響するとか、負担を大きくするとかということであれば、当然この参加条例の規定により手続を行う必要があったであろうと思うのですが、条例第6条の1項に該当するものだとしても、内容によってはこういう程度のものはいらぬとか、推進本部の皆さんのところでマニュアルのようなものを作って、事務の簡素化をする工夫をした方が良いのではと思います。今日の資料を見ても資料が多すぎるのです。ですから的確に適時にこの委員会にかけるとか、そういう形にすることによって、行政の無駄を省くことができると感じています。私は以上です。

石川委員長

「市民参加手続の実施予定公表について」が後回しになりましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

三木委員

前回の委員会で実施予定の把握が大変だというようなお話を聞きまして、推進本部がせっかくあって、おそらく委員には、庁内の所管をカバーする部長さん等の皆さんが入っているのではないかなと思いますので、推進本部の責任というか役割をもっとはっきりさせて、事務局側の方で一生懸命集めないで市民参加の実施予定が把握しにくいという状況を改善しないといけないのではないかなと思いました。後からこれもありましたあれもありましたとか、指摘をしないと出てこないという状況は、やはり私はおかしいと思うので、推進本部でチェックした上で、この委員会に出てきている限り、本部員の皆さんに責任を持って自分の所管している部署の内容について把握をしてもらうよう、推進本部の要綱の中に規定できないかということで意見を出しました。

石川委員長

ありがとうございます。今の話の趣旨は、役割を明確にするということですね。それで、

市長が別に定めを置くことになっているので、その中にもう少し強く規定しても良いのではないかということですね。

三木委員

役割とか責任とかを少しはっきりさせた方が良いのかなというように思います。

石川委員長

条例そのもので行政機関の内部のことをとやかく言うことはできないので、市長が別に定めることとなっていますから、そちらにお任せするということが良いと思います。内部規程を充実させるということなのでしょうね。

最後に、評価の機会についてということですが、いかがでしょうか。

中畠委員

評価の機会については、現状では、行政活動の「実施」やその「評価」について条例の中では積極的に規定されていないのですが、今日の議題にもありました健康よつかいどう21プラン中間評価といったようなものについての評価、参画機会を作っているということもあるので、対象に入れても良いのかどうかということもあるのですが、運用の仕方かもしわからないのですがあるのかなと思いました。

石川委員長

ひととおりの論議をしてきたわけですが、条例の改正が必要なもの、それから、改正をしなくてもきちんとPRする、あるいは報告するというようなことで変わるもの。それから、内部的な規則・要綱の整備で変わるものという、いくつかそのレベルの違う提案があったと思います。

そこで、次回ですが、事務局には、住民投票に関する資料収集をして、資料提供をしていただきたいということと、委員の皆様には、条例を改正すべきであるということについて、どこをどのように改正するかということをご提案していただきたいと思います。「できれば改正」、或いは「絶対改正」等レベルの違いもあると思いますが、どこまで書くかは各委員にお任せします。このところが問題なのでこのように変えてはどうかという提案にしていきたい。その際、想定される事案、例えば市民からの苦情とか不満を聴く時に、どのような事案があつて、このように考えるという少少イメージが湧くような提案をしていただくと大変助かりますので、是非お願いしたいなと思います。それをしてくれば、ではこれは改正しよう、これならば改正しなくてもきちんと市でPRしてもらおう、仕組みを工夫、充実してもらおう、次は、内部的な規則・要綱の整備をしてもらおうというようなことで整理できると思います。

今日は大変有意義な討論であつたと思いますが、今日のまとめとしては、そのようなところにしたいと思うのですが、皆さんからご意見があればお受けさせていただきます。

草野委員

私が提案した件は、京都市の例だとか大和市の例を、中味がどうなって、どういう効果

があるのかということをし少しその自治体に事務局で聞いてほしいのですね。たとえば大和市の例の市民登録制度は、どういう形でどんな効果があるのかとか、聞いてほしいのですね。市民の責務というのは、他にもいろいろあると思いますがいかがでしょうか。

石川委員長

自治基本条例を定めているところでは、市民の責務、市の責務というように規定しているところが多いです。市側の方は、何々しなければいけないという形になるのですけれども、住民の皆さんに対しても何々するよう努めるものとするとか、できるだけ参加を促すような形で書いているところが多いです。

三木委員

市の役割、市民の役割なので、責務を努力義務とするのか、それとも役割として自覚を求めるのか、どちらなのかという議論が必要だという話なのではないかと思いますが、私は今でも十分結構厳しいことを書いてあると思います。

中嶋委員

私は、市民の責務として厳しく書けば参加が増えてくるのではないと思いますし、「その他運用上の課題」のところにも書いたように、この市民参加条例は、市民が、行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、主体的に参加する公益的な活動をいうと定義し、そのための手段を定めている本当にユニークで貴重な条例で、参加することを市民の方は権利として保障されている形が条例の基礎になっているということが、非常にユニークなところだと思います。この権利行使というか活用がまだ十分なされていないなという印象を受けますので、何とかしたい、していただきたいなと思います。

草野委員

私は、こういうことについては経営企画部長が、きちんと号令をかけて取り組みを進めていく必要があると思っていますが、どうもいろいろ話を聞いてみると、そうでもないような感じを受けるのです。

事務局（大野）

市民参加推進本部のトップは副市長が会長でして、会議の際に副市長から、委員である各部長に対して、所管する業務に関する市民参加手続の適切な実施、運用を図るよう指示をしていただいております。また、我々事務局サイドからも担当課に対しては、時期的なものもございませけれども、相談にも乗りますので適切に出してくださいということは少し厳しめには伝えています。

草野委員

副市長がバックにいるのなら、もう少し声を大きくして言っても良いのだろうと思います。

事務局（大野）

今後も適切な運用を心掛けてまいりたいと思います。

三木委員

草野委員が仰っている京都市や大和市の例は、この条例改正にはどのように関わるのでしょうか。もし提案どおりだと、運用ではなくて、条例改正に関わるものというものというように扱わざるを得ないですね。

石川委員長

文言を変えるということになれば、条例改正というように扱っていくということになります。今日のところは、そのようなところでよろしいでしょうか。

それでは、次回までに、事務局の方でも資料収集して、提案があったことについても少し調査をして資料を出していただいて論議をすることとします。次回には多分まとめられるのではないかと思います。各委員におかれては条例改正の必要なもの、それからPR等の周知で対応できるもの、内部的な規則を作る必要のあるものと、それぞれレベル分けをして提案していただければと思います。

それでは、事務局にお返しします。

事務局（大野）

長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございます。次回、私どもの方でも資料を収集しまして、委員の皆様方にお示ししますとともに、委員の皆様には更なるご議論をいただければと考えております。

この委員会のメンバーの任期が11月まででございますので、このメンバーの任期の間に方針を決定していただきたいと思っておりますので、なるべく間を置かないように会議の開催をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。本日は、長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。